

府 健 審 第 2 号

平成17年2月14日

府中市長 伊藤 吉和 様

府中市健康地域づくり審議会

会長 寺岡 暉

府中市民のより良い健康づくりのために（答申）

本審議会は、府中市長から平成16年8月30日付け府福第996号で諮問された事項に対して、生涯を通じての健康が確保できる環境整備について審議を進めてきた。

諮問

府中市民のより良い健康づくりのために、中長期的ビジョンに立って執行されるべき市の総合政策はどうあるべきか。

審議に当たって、専門分科会（元気づくり分科会、次世代育成支援分科会、地域福祉分科会、医療・病院分科会）を設け、それぞれの分野に関する協議を重ねた上で、本審議会として次の結論を得たので答申する。

記

本審議会は、府中市民の健康づくりの基盤を培うことを目標に、市民の健康づくりのための環境整備について、今後、とるべき施策の考え方と方向性を、本答申においてとりまとめた。

市におかれては、今後、所要の行財政上の措置を講じるなど、積極的にこの答申の趣旨の実現に努められるよう要望する。併せて、具体施策の構築に当たっては、引き続き本審議会での議論に附されることを希望する。

## 1. 人間回復の地域づくり

われわれの社会は、物質的繁栄と世界一の長寿を実現した一方で、贅沢で安逸な生活が原因となる生活習慣病の増加、働き盛り世代の自殺の増加、核家族化の進展や地域社会の衰退による人々のつながりの喪失、さらには高齢者、障害者等の孤立化、子育て環境の崩壊等、本来の人間性を蝕む現象が徐々に、しかし確実に進行している。このため、市民各々の全人的な健康と人間らしさが損なわれがちである。

地域社会における健康づくりは、人間らしさを形成する意識と全人的な健康を取り戻すことに外ならず、すなわち、究極的には人間回復を目指すものである。人間らしさを形成する意識とは、すべてにおいて自発的営みの下であり、子どもと家族を愛し、生活する地域の一員として協力し、働く仲間とともに環境を考える心である。

心身の健康は、一時的、集中的に形成されるものではなく、生涯を通じて培われるものであり、バランスの摂れた食事を規則正しく食し、無理のない適度な運動を継続し、家庭生活や市民生活においてお互いの心を開くことにより維持・回復されるものである。これらのことは、乳幼児・学童期から高齢期までの生涯を通じての食事、運動、心に着目した、家庭、地域、職域などの健康基盤を整備することで成り立つものと思量する。

市民の生活は、その自然環境の中で地域社会に包摂されて営まれているので、市民の健康づくりは地域づくりと不可分の関係にある。健康づくりの営みが高いレベルで実現可能な地域社会を築くことは、まさに究極の福祉政策であり、全ての行政施策はこれを目標としなければならない。「健康地域づくり」の信条は、ここに立脚している。このような地域社会では、自発的な協力や世代間交流により、人々が連帯感を深めることで、温かい心の触れ合いを通じた豊かな人間性が回復され、安心して、安全な生活を営むことが可能となる。

以上を実現する道は、保健、医療、福祉政策と地域社会や企業等の自律的取り組みとそのための政策的体制・環境整備が、有機的に連携したところに開かれていく。

## 2. 市民自らに取り組む健康づくりの推進

(元気づくり分科会)

市民のより良い健康づくりのために必要な政策は、健康の質の向上と健康寿命の延伸を課題としなければならない。

現代病とも言われている生活習慣病の増加や、社会問題となっているストレス

に起因する各種疾病への対応には、保健事業を基本として、各世代にまたがる施策を用意しなければならない。すなわち、安心出産や子育て、働き盛りの健康管理、生活習慣病予防、ストレス等の心のケアへの取り組みなどを考えることが重要である。

「元気づくり分科会」においては、健康増進法に基づき、「健康ふちゅう21」について審議し、これを策定した。

今後、市におかれては、本計画に沿った施策を推進されるよう要望する。

このような視点の下に、各種施策の立案推進のために、今後必要とされる各分野における課題を抽出し、次のとおり考え方をまとめた。

#### (1) 乳幼児・学童期からの食生活改善

子どもの頃から望ましい食生活習慣を身につけることは、豊かな人間性の形成や健全な家庭づくりのために不可欠なことである。そしてこれを契機として、すべてのライフステージにおいて、食生活習慣指導や食の教育を行い、栄養バランスの保たれた食生活を普及していくことが重要である。

そのため、乳幼児期・学童期においては、保護者に食の大切さを十分認識してもらうとともに、子どもの健やかな成長を目指す活動を促進することが必要である。また、学童期における、望ましい食生活習慣を定着させるためには、家庭や地域活動での調理体験などを通じ、心身の健全育成を図る機会を提供することも有効である。

青壮年期においては、乱れがちな食生活習慣の見直しを進め、バランスが保たれた食生活を実践することで望ましい食生活リズムをつくり、適正体重の自己管理などを促進するよう自ら努力し、同時にそのための環境を作り出すことが、生活習慣病を予防し青壮年期以降の生活の質を向上させるために極めて重要である。

さらに、高齢期においては、自らが食に対する知識・興味を持つことによって、必要とされる栄養改善を促すことが重要である。

#### (2) 地域での健康づくり体制のあり方

市民の健康長寿を実現するためには、地域ぐるみで住民の健康づくりに取り組む体制を作っていくことが有効である。

なぜならば、地域で行われる健康診査、健康教育等の地域の取り組みに積極的に参加することによって、自己の生活習慣を他者との比較において見直す機会を得、これによって個々の健康管理能力を高め、ひいては、健康を前提とする自己実現へと繋げていくことがより自律的にまた効果的に行われると考えられるからである。

### (3) 働き盛りの健康づくり実施体制と継続性の保証

働き盛り世代の心と体の健康づくりと自己管理、壮年初期における疾病罹患率の低減を促すことが大変重要である。また、このことは、医療費適性かつ効率的使用のためにも、また生産性向上のためにも効果があると考えられる。そのためには、まず、健康に対する関心が薄いこの世代の健康意識の向上を図ることが重要である。そして、健康診査の受診率の向上による疾病の早期発見、健康診査後のフォロー体制の整備による、早期の治療・対処を促進することが必要である。

いずれにせよ、まず、労働者、企業に対する健康づくりの意識の普及・啓発と、地域及び職域における健康相談、受診体制の整備を図ることから始める必要がある。

### (4) こころの健康づくり施策の強化

幼児期から健やかで豊かな心を育て、さらに生涯を通じてのこころの健康を保つことは非常に大切なことである。そのためには、日常生活において必要な休養をとり、ストレスを上手にコントロールし、ゆとりを持つとともに、早期に心の健康についての正しい知識を身につけ、また、病んだときの相談と早期発見、早期治療を促す社会環境を作る必要がある。

そのため、心の病に関する知識の普及・啓発を進め、子どもの心の発達と、保護者の育児不安の解消を図る施策を講じるとともに、働き盛り世代のストレスの解消と高齢者の「生きがいづくり」を促進する必要がある。また、心の病を持つ人の社会復帰を促進することも重要である。

### (5) 地域保健と職域保健に係るモデル事業の実施

元気な地域、元気な職域を作るためには、まず手始めとしてモデル地域、モデル職域を設置して、これを支援する事業から始めることがより現実的である。このモデル事業においては、地域・職域と行政や関係機関が相互に連携して、特色ある健康づくりを推進する仕組みづくりを、様々に試みる必要がある。

このモデル事業を通じて施策やノウハウを培い、順次、一般事業へと拡充していくことが効果的であると考えられる。

### (6) 拠点施設としてのリ・フレの活用

市民の健康長寿を推進するためには、市民、地域、企業の健康づくりの拠点として、リ・フレ（保健福祉総合センター）の充実と活用が必要である。

市民自らが健康づくり活動に意欲的に参加し、これを継続できる施設環境の整備と、利用しやすい管理体制が望まれるとともに、提供されるサービスの高度化に、常に努めるべきである。

具体的には、健康情報の提供、総合相談窓口機能の充実、在宅介護支援の充実、保健・医療・福祉の緊密な連携調整、そして、迅速なサービス提供を図るとともに、施設運営の効率化を推進することが求められる。

(7) 禁煙推進、がん予防・検診、糖尿病予備軍対策に重点をおいた生活習慣病対策

喫煙は、肺がんだけでなく多くの疾患の原因となり、また、流産などの危険要因にもなっている。たばこの健康への悪影響を啓発し、喫煙率を減少させる努力をすべきである。そのため、未成年者の喫煙防止や受動喫煙の排除（分煙、防煙）を進めるとともに、喫煙者には、節度ある喫煙や禁煙にむけた啓発指導を行うことが重要である。

がんは、現在、わが国の最も多い死因となっているが、治療技術の進歩により、早期発見による治療の可能性が高まっている。がんの対策としては、生活習慣の改善による予防に併せて、早期発見、早期診断を可能とする体制づくりを推進することが重要である。

糖尿病疾患は、近年、著しく増加し、脳卒中や心疾患などの重大な合併症を引き起こす原因になっている。この予防にむけた取り組みの強化が必要である。そのため、健康診査の勧奨と糖尿病のおそれのある人に対する検診後の指導の充実が求められる。さらには、糖尿病を防ぐ生活習慣の確立が幼児期から必要であることから、正しい知識の普及・啓発活動を強化するとともに、日常生活習慣の改善を推進することが重要である。

(8) 生活習慣病対策の充実と高齢者の健康増進を図り、健やかな老後を営なめる地域社会づくりを目指した方策

心と体が健康で、自立、充実した老後を過ごすには、生活機能の低下を防止するための運動の習慣化や、食生活改善による健康づくりを推進し、筋骨格系疾患、脳卒中、認知症を予防することが大切である。

そのため、疾病の早期発見、早期治療による初期対応とともに、リハビリ等によるケアや、症状の悪化防止対策を充実させる必要がある。具体的には、医療機関との連携強化や、健康を支え合う地域づくりを推進することが重要である。

以上を踏まえ、市として優先的かつ緊急に対応が求められる事項としては、市内企業、特に中小企業を主とした健康診査体制の整備を図ること、併せて、ストレス等へ対応したメンタルヘルスケアの整備、充実を図ることであると考えられる。また、これら環境整備にあたっては、個人の自発的な対応を重視し、まずは、効果的なモデル事業の展開を急ぐべきである。

急速な少子化の進行は、子どもの健全な成長と子育て家族に対して大きな影響を与えており、同時に、多くの社会的課題を作り出している。今後も、少子化は進行すると予測されており、国をあげて様々な施策が講じられると考えられる。

「次世代育成支援分科会」においては、次世代育成支援対策推進法に基づく、今後10年間の集中的・計画的な支援策を推進するため、はじめの5年を1期とする「府中市次世代育成支援行動計画」について主に審議し、これを策定した。

今後、市におかれては、本計画に沿って、子どもが健やかに育ち、喜びと安心をもって子どもを生み・育てることができるまちづくりを推進されるよう要望する。

本計画では、平成17年度から5年間の中期的な事業実施に係る目標数値を設定している。これは、目標を明確にするとともに、施策の成果の評価、見直し等を行うためであり、今後、このことが重要となると考えられる。

施策の推進にあたっては、保育ニーズの多様化・高度化などに対応するための「保育体制の再編整備計画」の推進や、地域子育て支援センターを中心とした、子どもと子育て家族に対する支援施策の充実が重要である。その基盤となる、地域における子育て支援体制づくり、行政の相談窓口のあり方、また、そこで行なわれる乳幼児期からの食育の向上にむけた取り組みなどについて、次のとおり重点項目を定めて、その考え方をまとめた。

#### (1) 保育体制の再編整備と特別保育事業の充実

「保育体制の再編整備計画」を着実に推進し、住民ニーズ調査に基づく「府中市次世代育成支援行動計画」の目標数値を達成するため、特別保育事業の実施及び充実を、強い意思を持って計画的に推進すべきである。

#### (2) 安心できる子育て環境の整備

「児童虐待防止ネットワーク」を構築し、虐待の早期発見、早期対応に努めるべきである。そのため、関係機関との連携を密にした組織的な対応を充実させるとともに、保護者の総合的な心の健康づくり対策を推進することが必要である。

また、子どもの安全を守るための、道路、施設等の生活環境の整備が必要である。併せて、交通安全対策、防犯対策、事故防止対策の一層の強化に努めるべきである。

#### (3) 地域子育て支援センター事業の整備・充実

保育所等の特別保育を充実するためにも、今後の次世代育成支援事業の拠点となる「地域子育て支援センター」の整備・充実を図り、地域における子育て

機能の向上を推進することが重要である。

#### (4) 乳幼児期からの食育の推進

発育・発達の大切な時期にある子どもの食については、乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成など、子どもの心身の健全育成に果たす役割を重要視すべきである。これは、生涯を通じて健康で質の高い生活を送る基本となるものである。そのため、食を営む力の基礎を培うための食育を、家庭や学校、地域と連携を図りながら推進すべきである。

#### (5) マザーリング・ザ・マザーの普及啓発

父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するという認識は、次世代育成支援対策の基本である。しかし、父親が子育ての主役である母親をサポートすること（マザーリング・ザ・マザー）が非常に重要であるという認識は、十分普及しているとは言えない。母親による子育てを、心身ともに支えていくことは、身近な家族、特に父親がその中心的役割を担うべきである。母親の子育ての悩みや不安を取り除き、児童虐待などを未然に防ぐためにも、家族、特に父親の意識改革は重要であり、そのための普及啓発に取り組むべきである。

地域の子育て機能を再生する取り組みの中で、子どもの心と体の健康を守り、誰もが府中市で子どもを生み、育てたいと感じられるまちづくりを目指して、以上の施策を、計画的に推進する必要がある。

### 4. 健康を支え合う地域社会の再生

(地域福祉分科会)

福祉分野における各種の政策は、少子・高齢化の急速な進展や、地方分権の推進に伴い、ひとり行政が担うという従来の考え方から、住民と行政が一体となっていくべきであるという考え方に変わりつつある。すなわち、個性ある地域社会の形成を通じた地域福祉の充実を重視するという考え方である。そこでは、住民による自己決定と自己実現を尊重し、保健、医療、福祉サービスの総合化によって、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、ともに健康で安心した生活が営める地域社会の再生を目指すことが目標となる。

こうした動向を踏まえ、「地域福祉分科会」においては、地域での福祉サービスの充実はもとより、独居老人や高齢者のみ世帯、障害者の、社会・地域からの孤立化を防ぐための、行政と地域との協働による地域コミュニティ再生の方向を議論した。そして、地域での健康づくりに資する施策を推進する、社会福祉法に基づく「地域福祉計画」及び障害者基本法に基づく「障害者福祉計画」について審

議し、これを策定した。

今後、市におかれては、本計画に沿った施策を推進されるよう要望する。

なお、施策推進にあたり重視すべき重点項目を次のとおり定め、その考え方をまとめた。

(1) ノーマライゼーションを実現した地域社会づくり

今なお社会に存在する障害者への偏見などの心のバリアを取り除き、障害の有無にかかわらず、ともに生きる地域社会づくりを目指した、啓発・広報活動、生涯学習、福祉教育の推進に努めるべきである。また、障害者の社会参加を促進するため、地域の公的施設、道路等のバリアフリー化による環境整備を進めるなど、実態面の改善を進め、これらを併せて、社会意識の改革を図ることが重要である。

(2) 障害者、高齢者などの孤立化防止対策の充実

高齢者がいきいきと活躍できる場づくりや、地域の子どもや若者を含めた多世代間の交流の中での生活支援体制づくり、障害者の就労促進や地域との交流を促進すべきである。加えて、これらを支える魅力あるボランティア活動等の育成を図ることにより、孤立化防止対策を充実させる必要がある。

(3) 要介護者の重症化を防ぐための地域ケア体制の充実

適正な介護サービスの提供と、保健、医療、福祉の連携による生活習慣病予防等の健康づくり施策を、地域レベルで推進するとともに、ひとり暮らし高齢者等の見守りや生活支援のための、地域の人的資源を活用する仕組みを構築し、これらによって地域ケア体制の充実を図るとともに、増嵩する介護保険給付の厳正化に最大限の努力を傾注して、制度の適切な維持、存続を図るべきである。

(4) 地域福祉施策を充実させるための地域のあるべき姿

町内会などの地域組織を基本単位とするなどして、それぞれの実情に応じた、ともに支え合う地域づくりを実現するため、新たな共同体の制度的枠組みを検討し、その構築を目指すことが求められる。

地域住民の自主性と意欲を尊重し、支え合いによって、子ども、高齢者、障害者が、健康で安心して暮らせる地域社会づくりが目標であり、これら施策の実施にあたっては、まず、モデル事業による展開が効果的であると考えられる。

5. 市民の安心を支える地域医療体制の整備

(医療・病院分科会)

市民が住み慣れた地域で、安心して、かつ安全に生活、就労するためには、地域の医療の充実が不可欠である。そのためには、まず、一次予防につながる各種



健康教育の充実、生涯を通じての健診機会の確保と徹底（一次、二次予防）が十分行われる必要がある。また、市民の安心・安全な生活を保障するためには、身近な問題としては、休日や夜間における医療機関の受け入れ態勢の整備、さらには事故・災害時、感染症多発時における迅速な応需体制の整備などがあげられる。

感染症や救急・災害医療については、当市だけでなく、福山・府中二次医療圏で解決すべき課題もなお多い。

当分科会の課題は、地域医療提供体制の構成員である医療機関のあり方や、地域医療提供体制そのものの整備のあり方にあるが、それは、必然的に全体の政策と不可分の関係にあるので、政策形成の動向を待つ必要がある。今後の方向性については、行政を含めた関係機関における緊密な協議を必要とすることは論を待たない。そこで、本格的な審議は次年度に送るものの、現時点での暫定的な重点項目として、市民のより良い健康づくりのための医療・病院に係る環境整備やネットワークづくりに、市民や行政がどのように携わるべきかについて審議し、次のとおり考え方をまとめたので、参考とされたい。

#### (1) より安心で充実した医療提供体制の構築

安心で健康な生活を送ることは、市民共通の願いである。地域の医療機関は、市民が生涯を通じての健康的な生活を送るための総合的なシステムづくりの中で、効果的で効率的な医療提供体制を構築する必要がある。そのためには、受診選択のための情報提供、市民の視点に立った質の高い医療の提供と各機関の連携の強化、医療を担う人材の確保、さらに医療を支える患者搬送体制などの基盤の整備が不可欠である。これに行政が果たさなければならない責任と役割を明確にし、大学や地区医師会と連携しながら、積極的に取り組むことが求められる。

#### (2) 感染症・危機管理体制の確立

社会環境の複雑化にともない、人々の行動は年々広域化している。この中であって、短時間で拡大し、重症化の恐れのある感染症の発生に対しては、即座に機能する危機管理体制を常備しておく必要がある。また、感染症に対する正しい知識の普及と啓発、予防接種事業の推進、専門的かつ特殊な問題に亘る相談・診療応需体制、感染者へのケア活動などを、医療機関、企業、地域が連携して行う体制の構築が重要である。加えて、福山・府中二次医療圏における支援体制づくりなど、広域対応が可能な危機管理体制の整備が必要である。

#### (3) 救急・災害医療体制の充実

住み慣れた地域にいつまでも安心して暮らすためには、災害時や救急時における被災者の保護と支援体制の整備が、極めて重要である。

二次救急医療機関の充実を図るとともに、二次救急病院輪番制の継続、在宅

休日当番医制及び夜間診療体制の維持と一層の整備、三次救急医療機関との連携など、行政の果たす役割は大きい。また、地震や台風などの自然災害発生時には、救急・災害医療体制が的確に機能するための迅速な現状把握と正確な情報提供体制が必要である。そのため、日頃から被災を想定した訓練などにより、災害時の拠点医療機関と行政との連携、医薬品の備蓄、医療機材の確保と供給体制など、確実に機能する体制を整備するとともに、消防や近隣市町などの関係機関とも連携したネットワークづくりが必要である。

## 6. 早期に行うべき施策

前章までに述べた施策は、概ね向う10年間で実施されていくことを期待しているものであるが、その中でも早期に実施が求められるものとして、以下の8項目を掲げることとする。市におかれては、各々の施策の趣旨を十分理解されて、本答申の基本である施策の連携と総合化を念頭に、実現を図られることを強く期待する。

- (1) 食育を推進するための連携・調整
- (2) 職域の健康づくりとモデル事業の推進
- (3) こころのケア体制の構築
- (4) 保育体制再編整備計画に沿った特別保育事業の実施
- (5) 児童虐待防止ネットワークの構築
- (6) 地域子育て支援センターの整備充実
- (7) 孤立化防止対策実施にむけた地域共同体の基盤整備
- (8) 医療提供体制のための基盤整備へ向けたネットワークづくり